

予算委員会質疑

「事業内容や金額を詳しく審査」

歳入

問 地方交付税が増額となった理由は。
答 主な要因は、令和8年度に地域防災計画を策定するため増額となった。

歳出

総務費

問 行政事務委託の賃金は適正なのか。
答 作業単価は県の最低賃金以上で、機械の持ち込み費も加算している。

民生費

問 エアコン補助の対象世帯と補助率は。
答 70歳以上の高齢者のみの世帯と70歳以上の高齢者と障がい者のみの世帯、18歳までの子どもがいる世帯が対象で63世帯、補助率は2分の1で上限は10万円。

問 不法投棄防止の防犯カメラや看板の設置予定はあるか。
答 昨年、不法投棄防止看板を10基製作し、6基を設置した。残り4基の設置場所は不法投棄防止協議会の中で決定したい。



▲不法投棄現場

問 消防費
問 消火栓更新の場所と内容は。
答 関地区役場前と滑津地区滑塚の消火栓で、どちらも常に水漏れしているために更新する。



▲滑塚消火栓

問 教育費
問 学校施設実施設計業務は財源の確保状況で事業の見直しはあるのか。
答 実施設計の中で出てきた図面により、見直す必要があり、若干の修正の余地はある。

国民健康保険特別会計

問 令和9年度以降の国民健康保険税率改正についての具体的な対応は。
答 宮城県は令和12年度に保険税統一の方針で、町も令和9年度に税率改正を予定する。県内でも低額水準のため段階的に引き上げる方針。

簡易水道事業会計

問 千浦浄水場の電気計装設備改修の内容は。
答 電気計装装置の更新で、動力盤や塩素注入ポンプ、次亜塩素酸の貯留タンクを交換する。

下水道事業会計

問 早急に修繕が必要な箇所はあるのか。
答 マンホールポンプ場の汲み上げポンプと浄化センターの最終沈殿池の污泥かき寄せ機の修繕が必要。

問 農林水産業費
問 雪室ジャガイモ推進事業の内容は。
答 雪室で貯蔵したジャガイモのブランド化を目的とした事業。

問 乙女ゆり復活プロジェクトの事業内容は。
答 保護地の除草作業などを実施しており、昨年は300本の花芽を確認し、今後も継続補助していく。



▲乙女ゆり保護地域

問 有害鳥獣防止施設補助金の内容は。
答 電気柵や防護資材など、個人農家を対象とした補助事業。

商工費

問 産業活性化助成事業の対象となる具体的な事業は。
答 観光産業の活性化を図るため、新たな産業の創出、規模拡大、特産品の開発などが対象。

土木費

問 地域担い手づくり支援住宅の建設候補地が瀬見原、滑津、湯原地区とある。2棟の応募があれば関地区以外に建設されるのか。
答 関地区に2区画、滑津地区と湯原地区に1区画ずつ候補地があり入居希望者の意思を踏まえ、本人に場所の選定をしていただく。

予算総括質疑、町長答弁

問 議会は町民の代表としての役割を果たしているが、地方議会の二元代表制としての立場や役割について町長の認識は。
答 首長は町民の命と暮らしを守り、議会は予算や事業を審査する役割を担い、双方は対等な代表として議論を重ね、町の発展に向けた責任を果たすべきと認識している。

問 農地整備が進む一方で、農業法人が解散するという背景には行政支援の不足があったのではないかと。今後の農業政策の在り方と支援の強化は。
答 農業は基幹産業であり支援してきたが、法人化への合意形成に課題があったと思う。今後は受け皿確保や農地継承を重視し、持続可能な農業体制づくりを進める。

問 学校統合や新築で不登校問題は解決しない。新たな義務教育学校でどのように環境を整えていくのか。
答 義務教育学校は一貫教育で不登校改善に期待している。地域連携や個別支援、柔軟な教育体制を充実させ、通いたくなる学校づくりを目指す。

問 防災ハザードマップの更新が行われるが、各地区での説明会も必要ではないか。
答 10年ぶりに更新されることから町民に対して何らかの説明する機会を考えていきたい。

令和8年度予算

◆ 議案第10号 一般会計予算

◆ 議案第11号 介護保険特別会計予算

◆ 議案第12号 後期高齢者医療特別会計予算

◆ 議案第13号 国民健康保険特別会計予算

◆ 議案第14号 介護サービス特別会計予算

算

◆ 議案第15号 町営バス特別会計予算

◆ 議案第16号 七ヶ宿ダム自然休養公園特別会計予算

算

◆ 議案第17号 簡易水道事業会計予算

◆ 議案第18号 下水道事業会計予算

原案どおり可決

追加提案

◆ 議案第37号

町長等の諸給与条例の一部改正

◆ 議案第2号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
今般の改正は人事院勧告に伴い、町の特別職給与等審議会にて承認されたもので、いずれも原案どおり可決。

※議案第37号

町長等の諸給与条例の一部改正（改正後給料月額）

町長

83万6千円 ↓ 85万9千円

副町長

69万3千円 ↓ 61万9千円

教育長

52万4千円 ↓ 53万8千円

※議案第2号

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（改正後給料月額）

議長

30万2千円 ↓ 31万円

副議長

26万円 ↓ 26万7千円

議員

25万3千円 ↓ 26万円



▲議場にて